

押熊真弓線登美ヶ丘地区道路の基本方針

- 広告物の表示及びこれを掲出する物件の設置に関する基本構想

- ・ 良好な沿道景観にふさわしい広告景観づくり

市民が交流し、賑わいのある緑豊かな街並みとなるような広告景観づくりを目指す。

国、地方自治体又は市長が認める公共団体が公共的目的を持って表示するものに限る。

- ・ 周辺の街並みと一体となった沿道景観にふさわしい広告景観づくり

街並みとの調和を意識したデザインすること。

[指定年月日]平成22年3月2日

● 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

地域及び場所 種類		近隣商業地域 第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域
広告物の用途	広告物の用途	国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するものに限る。
	照明	1. 点滅しないものに限ること。 2. 動画等を表示するものは設置しないこと。 3. 回転しないものに限ること。
	色彩	地色については、白・ベージュ・グレー・茶・紺・黒その他白に近い淡色若しくは壁面と同色とすること。
屋上広告物		設置しないこと。
壁面広告物		設置しないこと。
塀垣広告物		設置しないこと。
広告塔		設置しないこと。
建植広告物 (広告板)		設置しないこと。
アーチ広告物		設置しないこと。
広告幕 気球広告物		設置しないこと。
電柱広告物 はり札 はり紙 立看板		設置しないこと。

- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域

